

平成28年度 総務部事業計画

1. 基本方針

現在、我が国は大きな転換期にある。急速な人口減少と高齢化、地域経済の悪化等、国民の不安感が増大しているなか、国民が安心して生活できる社会の構築が不可欠であり、司法書士の社会的責任はより重くなっている。司法書士の活動領域は、平成14年法改正による簡裁代理関係業務等の取得、成年後見業務や財産管理業務など、新たな権限が徐々に加わることにより発展を続け、司法書士に期待されている社会的役割はより広く、より重要なものとなっている。

司法書士は、市民に寄り添う「身近な暮らしの中の法律家」である。「身近な暮らしの中の法律家」とは、市民のもっとも近くに存在し、市民の日々の生活の中で生じるさまざまな法律問題について、市民と二人三脚で解決をもたらす存在であると考えられる。また、市民に寄り添うとは、物理的にも心情的にも常に市民の傍に在る存在ということができる。

司法書士制度は140年を超える歴史を持つ。これからも国民の期待に応え続けるため、社会の変化に柔軟に対応し、絶えず司法書士制度も変化の道を探っていかなければならない。市民に寄り添う「身近な暮らしの中の法律家」としての姿をより確実なものとするための司法書士法改正への取り組みも停滞させてはならない。

そして司法書士制度が更なる発展を遂げるためには、業務の専門性に一層の磨きをかけることはもとより、高い倫理性の維持・向上を図ることが不可欠であり、一人一人の司法書士が、その責務を自覚し、適正かつ信頼性の高い執務を提供していく必要があり、その重要性は年々増している。

ところで東日本大震災から5年以上経過したが、被災地では、未だ様々な課題が山積している。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により全国各地に避難を余儀なくされている被害者に対する生活状況の改善や法的救済についても未だ不十分な状況である。これらの問題に対しても、司法書士は、市民に寄り添う「身近な暮らしの中の法律家」として総力を挙げて取り組みを継続していく必要がある。

2. 事業項目

- (1) 総会の機能充実等組織の強化、関連団体との連携強化
- (2) 職業倫理の確立
- (3) 綱紀事案に対する司法書士会の機能強化への対応
- (4) 司法書士法改正への対応
- (5) 家事事件における司法書士関与の推進
- (6) 東日本大震災に対する復興支援の継続
 - ①東日本大震災の被災者に対する救援事業
 - ②福島第一原子力発電所事故による被災者に対する救援事業等
- (7) 民事法改正への対応
- (8) 財産管理業務等への対応
- (9) 非司法書士への対応
- (10) オンライン登記申請の推進
- (11) 司法書士総合相談センター茨城、茨城司法書士会調停センター事業の推進
- (12) 司法書士業務に関する情報提供
- (13) 茨城司法書士会館の維持管理、修繕
- (14) 苦情申立等への対応
- (15) その他総務部に属する事業